

## 戸田市火災予防条例の一部改正（案）について

### ○一部改正の目的

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災、平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、近年発生した多くの死傷者が発生した火災において、重大な消防法令違反があったことが指摘されております。

このような違反對象物に対して、消防機関が命令を行った場合には、違反對象物への命令内容の公示が義務づけられておりますが、公示に至るまでには、相当の時間を要することとなり、その間、建物の危険性に関する情報が建物の利用者等に提供されない状況にあります。

このことから、建物の利用者等の防火安全に関する認識を高めて火災被害の軽減を図ることを目的に、重大な消防法令違反のある防火対象物について、消防機関が保有する建物の危険性に関する情報を建物の利用者等に公表（情報提供）し、利用する方が自らその危険性に関する情報を入手できるようにするため、戸田市火災予防条例の一部を改正するものです。

### ○概要

公表の対象となる建物において消防職員が行う立入検査により、重大な消防法令違反が確認された場合に、消防長がその違反が是正されるまでの間、違反の内容などを公表することとするものです。

#### 1. 公表の対象となる建物

消防法に「特定防火対象物」として定められている、映画館、飲食店、物品販売店舗、ホテルなど、不特定多数の方が利用する建物を公表の対象としています。

(1) 項	イ	劇場、映画館等	(5) 項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場		イ	病院、診療所等
(2) 項	イ	キャバレー等	(6) 項	ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等
	ニ	カラオケボックス等	(9) 項	イ	公衆浴場
(3) 項	イ	料理点等	(16) 項	イ	特定複合用途防火対象物※
	ロ	飲食店	(16 の 2)		地下街
(4) 項		物品販売店舗等	(16 の 3)		準地下街

※(1) 項から (9) 項までに掲げる用途が複数ある建物です。

## 2. 公表の対象となる法令違反の内容

特定防火対象物において、消防法で設置が義務付けられる屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が一切設置されていない違反を公表の対象とします。

屋内消火栓設備	火災が発生した場合に、建物の関係者などが初期消火のために使用する設備です。
スプリンクラー設備	火災が発生した場合に、火災の熱を感知して自動的に消火する設備です。
自動火災報知設備	火災が発生した場合に、火災の熱や煙を自動的に感知して建物の利用者などに火災を知らせる設備です。

## 3. 公表の方法

違反対象物の公表は、消防本部のホームページへの掲載により行います。

※違反が是正されましたら削除します。

#### 4. 公表の内容

公表する内容として、次の事項を予定しています。

- (1) 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 違反の内容（違反の根拠となる法令等）
- (3) 公表日

